

第 5 章

関係施設とサービスの概要

第 1 節 関係施設とサービスの概要

第1節

関係施設とサービスの概要

障害者の職場適応や定着に当たって重要な役割を果たすのが障害者就労支援機関ですが、就職前から就職後にわたって、支援機関と連携することは重要です。

主な連携先支援機関としては以下の機関があり、社会福祉法人、営利法人、特定非営利活動法人等が運営をしています。それぞれの支援機関によって特色があ

りますので、実際に地域の支援機関と連絡、相談を行うことが重要です。

なお、本章では関係機関とサービスの概要について記載していますが、国及び地方公共団体は利用できる支援機関やサービスが限定されることに留意してください。(図1を参照)

図1 国及び地方公共団体が利用できる支援機関とサービス

支援機関	サービスの内容	国	地方公共団体
ハローワーク	求人受理、職業紹介（仕事と障害者のマッチング）	○	○
労働局又はハローワーク	障害者就職面接会	○	○
ハローワーク	職場実習のコーディネート	○	○
ハローワーク	ハローワークによる職場定着支援	○	○
労働局又はハローワーク	職場適応支援者による職場適応支援	○	△ (※1)
労働局又はハローワーク	雇用管理上の相談助言	○	○
地域障害者職業センター (JEED)	事業主に対する障害者雇用に係る各種相談・支援	△ (※2)	△ (※2)
地域障害者職業センター (JEED)	障害者及び事業主の双方に対するサービス（ジョブコーチ支援、リワーク支援）	×	×
中央障害者雇用情報センター (JEED)	就労支援機器の活用等に関する相談・援助	△ (※3)	△ (※3)
中央障害者雇用情報センター (JEED)	事業主に対する障害者雇用に係る各種相談・支援	△ (※2)	△ (※2)
中央障害者雇用情報センター (JEED)	障害者雇用管理サポーターの利用	△ (※4)	△ (※4)
障害者就業・生活支援センター	厚生労働省（都道府県労働局）の委託事業による就業支援	△ (※5)	△ (※5)
障害者就業・生活支援センター	都道府県の委託事業（厚生労働省の補助事業）による生活支援	○	○
障害者就業・生活支援センター	地方公共団体により独自に措置された担当者による就業支援・生活支援	△ (※6)	△ (※6)
就労定着支援事業所	就労定着支援	△ (※7)	△ (※7)

※1 国への支援に支障をきたさない範囲で可
 ※2 個別の相談・支援は不可だが、知見を広く普及・啓発するためのセミナー等の講師として依頼することは可（複数回又は長時間にわたるものはその一部のみの依頼に限る）
 ※3 就労支援機器の貸出しは不可
 ※4 雇用管理サポーターとして派遣することは不可だが、障害者雇用支援人材ネットワークシステムを通じて、障害者雇用管理サポーターを検索することや、必要に応じ当該サポーターに直接支援を依頼することは可
 ※5 求職活動中から当該センターに利用者登録を行い、センターの支援を受けて就職した場合を除き、無償での利用は不可（対象者が雇用保険の被保険者である場合は無償での利用可）。なお、無償での利用が不可の場合であっても、本事業により配置された就業支援担当者等による職場定着支援を有料で実施できる場合がある。
 ※6 各自治体の補助金等の規定による
 ※7 事業主から就労定着支援事業所に直接依頼を行うことはできないため、事業主側がこのサービスが必要であると考えられる場合は、本人との合意の上で、本人から市町村に申請を行ってもらうことが必要

1 ハローワーク（公共職業安定所）

厚生労働省の地方支分部局であるハローワークでは、障害者雇用の促進について職業紹介をはじめとする各種相談支援を行っています。

(1) 障害者の職業紹介

ハローワークには、障害者専門の職業相談窓口があり、就職を希望する障害者が多く求職登録をし、専門の職員が職業相談・紹介を行っています。

ハローワークを利用して人材を募集する場合は、通常、ハローワークに出向き求人担当の窓口において求人内容を求人票に記載して提出することにより求人申込みを行います。障害者の求人場合は、障害者専門の職業相談窓口で直接求人申込みに係る相談を受け付けることが一般的です。これは、障害者の採用は、求人者が提示する求人条件に適合する求職者の紹介を受けて採用していくという流れではなく、ハローワークから求人者に対して、現在の求職登録者の状況を踏まえて紹介の可能性を的確に伝え、求職者の特性や配慮すべき事項についてご理解をいただき、それに合わせて求人条件や受入体制について相談し調整をいただくことが必要な場合が多いからです。

この中で、具体的な労働条件（求人条件）や障害者に対して講ずることができる合理的配慮の内容などについて相談をするとともに、求人票への記載内容が、障害者が職場で働くイメージを持ちやすく、応募可能性が高まるようなものとなるよう相談をしていきます。

なお、はじめて求人を申し込む場合、事業所を管轄するハローワークに来所又はハローワークインターネットサービス（Webサイト）上で申し込むことができ、2回目以降の申込みであれば、基本的にインターネット上で求人申込みを完結することができます（ハローワーク職員が申込み内容を確認した上で、求人が公開されます）。

また、申し込んだ求人は、ハローワークインターネットサービス（Webサイト）上や、全国のハローワークで公開されるため、広く募集を行うことができます。

特別支援学校の卒業生の採用については、通常、新年度当初採用となり、その前年度において、特別支援学校の先生・保護者・ハローワークと求人者の間の密接な連携のもとで、定められた時期に求人票提出・職

場見学会・採用面接・内定等の一連の就職・採用手続を進めていきますので、ハローワークに事前にご相談ください。

(2) 障害者就職面接会

ハローワーク（又は労働局）においては、障害者の就職・採用（マッチング）が積極的に進むよう、複数の求人者と障害者が会する就職面接会を開催することがあります。広い会議場等で数多くの参加者を募って行う場合や、ハローワークの会議室等で少ない人数でじっくり行うこともあります。障害者の参加者が多い場合は、当日は求人者からの職場や仕事の内容の説明を中心に行い、採用面接は登録された希望者と後日に行う場合もありますが、その場で採用に向けた具体的な採用面接に入る場合もあります。またこの会合の名称も、求人説明会、合同選考会など様々です。

(3) 職場実習のコーディネート

ハローワークでは、障害者に対して一般雇用への理解の向上と就職への動機付けを与え、作業適正及び能力の把握を図るとともに、事業所における障害者に対する理解の向上や障害者雇用に係るノウハウの蓄積を目的として、職場実習の実施をコーディネートしています。

(4) 職場適応、定着支援

障害者が、就職・採用の後、職場にうまくなじめず早期に離職してしまうことのないよう、円滑な職場定着を図り、その能力を発揮して生き生きと活躍できるように支援をしていくことが重要です。

このため、ハローワークでは、障害者の就職・採用の後、専門の担当者が、一定期間、定期的に本人の職場を訪問し、本人と仕事の仕方や職場環境について相談をし、的確な助言をする職場定着支援を行います。その相談の内容によって、職場側の職場環境の改善などが必要な場合は、職場の人事担当者との相談を行うこともあります。

この職場定着支援は、ハローワークが紹介した障害者のうち職場定着に懸念がある人に対するフォローアップサービスとして行うことが原則ですが、ハローワークの紹介した障害者以外であっても、障害者就労

支援機関による就労定着支援を受けることができない場合などであって、受け入れる職場において本人の職場定着に懸念がある場合は、ハローワークの支援体制の範囲で可能な限りは実施することができ、またそれが困難な場合でも、職場定着支援を実施している障害者就労支援機関につなぐこともできますのでハローワークに御相談ください。

また、ハローワーク又は労働局には、職場適応支援に係る専門的な知識や経験等を有する相談員（以下「職場適応支援者」という。）を配置しています。職場適応支援者は、国の機関において採用された障害者が職場適応に課題を抱える場合に、職場に出向き、障

害者本人に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上を図る支援を実施するとともに、国の機関の人事担当者などに対して職場環境の改善の助言等を行います。地方公共団体については、国の機関への支援に支障のない範囲で活用することができます。

(5) 雇用管理上の相談助言

ハローワークでは、障害者の募集・採用、職務の選定、受入体制の整備、職場定着支援等の障害者の雇用管理に関する総合的な相談助言を行っています。専門性の高い事案については、各種関係機関につないでより詳しい助言を受けられるように支援を行います。

2 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）（資料編第9節の（1）参照）

(1) 障害者雇用支援関係業務の内容

① 障害者職業センターの設置運營業務

障害者職業センターとして、障害者職業総合センター、広域障害者職業センター（中央広域障害者職業センター及び吉備高原広域障害者職業センター）及び地域障害者職業センター（47都道府県）の3種類のセンターを設置し、障害者職業総合センターを中核として、障害者に対する職業評価、職業指導、事業主に対する障害者雇用の支援、関係機関に対する助言・援助等を実施しています。

② 障害者職業能力開発校の運營業務

障害者職業能力開発校（中央障害者職業能力開発校及び吉備高原障害者職業能力開発校）を中央広域障害者職業センター、吉備高原広域障害者職業センターに併設し、それぞれ国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとして、精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する先導的な職業訓練を重点的に実施するとともに、その成果に基づき開発した職業訓練内容、指導技法等を他の障害者職業能力開発校及び一般の職業能力開発校等に提供しています。

③ 障害者雇用納付金関係業務

障害者雇用納付金制度に基づく障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金及び各種助成金等の支給や民間の事業所を対象にした障害者職業生活相談員の資格認定講習等を実施しています。

(2) 障害者職業センター

障害者の就職の促進と職場定着を図るため、障害者職業総合センターによる指導・支援のもと、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターにおいて、障害者・事業主等の多様なニーズに対応した職業リハビリテーションサービスを提供しています。

① 障害者職業総合センター

職業リハビリテーションサービスの基盤整備と質的向上を図るため、職業リハビリテーションサービスに関する研究、技法の開発・普及及び専門職員の養成・研修、広域障害者職業センター、地域障害者職業センター等への指導・支援等を行っています。

研究部門や職業センターにおいて研究・開発した成果物である調査研究報告書、実践報告書、支援マニュアル等は、障害者職業総合センター（NIVR）のホームページからダウンロードすることが可能です。

② 広域障害者職業センター／障害者職業能力開発校

障害者職業カウンセラー、職業訓練指導員が配置され、医療リハビリテーションとの連携を図りながら、職業評価、職業指導、職業訓練等の職業リハビリテーションサービスを提供しています。国立職業リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（岡山県加賀郡吉備中央町）では、全国の広範な地域から、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受入れ、先導的な職業訓練を実施しています。

③ 地域障害者職業センター

障害者職業カウンセラーが配置され、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、病院、特別支援学校等の関係機関との密接な連携の下、各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、地域に密着した職業リハビリテーションサービスを提供しています。

・障害者に対するサービス

職業評価・職業指導・職業リハビリテーション計画の策定、職業準備支援、知的障害者判定・重度知的障害者判定を実施しています。

・事業主に対するサービス

民間の事業主に対して、障害者の新規雇い入れ、在職者の職場適応やキャリアアップ、休職者の職場復帰等、障害者雇用に係る様々な支援を実施しています。障害者雇用の相談や情報提供を行うほか、障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、必要に応じ、事業主支援計画を作成して、専門的な支援を体系的に行います。

・障害者及び事業主の双方に対するサービス

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援や、うつ病等の精神障害による休職者の職場復帰支援

（リワーク支援）を実施しています。

(3) 中央障害者雇用情報センター

中央障害者雇用情報センター（東京都墨田区）においては、民間の事業所に対する企業の規模や業種の特性に応じた雇用管理に関する相談・援助、就労支援機器の貸出しと活用に関する相談等を行っています。また、障害者の雇用管理に係る専門的な支援を必要とする事業所に「障害者雇用管理サポーター」に関する情報提供と派遣を行っています。

国及び地方公共団体については、支援機器の活用の際し、当該センターのホームページの利用が可能である他、民間事業主への支援に支障を来さない範囲で展示コーナーの見学に対応しています。また、障害者雇用管理サポーターに対し、国及び地方公共団体への個別派遣要請は行っていませんが、当該サポーターに関する情報提供は行っています。なお、国及び地方公共団体は障害者雇用支援人材ネットワークシステムを通じて、障害者雇用管理サポーターを検索することや、必要に応じ当該サポーターに直接依頼することができます。

3 障害者就業・生活支援センター（資料編第9節の(2)参照）

障害者就業・生活支援センターは、就職や職場への定着に当たって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害者に対して、身近な地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県知事が指定する社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）等が運営しています。

また、障害者就業・生活支援センターにおいては、

- ① 厚生労働省（都道府県労働局）の委託事業による就業支援、
- ② 都道府県の委託事業（厚生労働省の補助事業）による生活支援が行われているほか、
- ③ 地方公共団体により独自に措置された担当者によって就業支援・生活支援が行われている場合があります。

このうち①の事業による就業支援については、同センターに求職活動中から利用登録を行い、同センターの支援を受けて就職した場合を除いて、国及び地方公

共団体の機関に採用された障害者を対象として実施することはできない点にご留意ください（上記に関わらず、対象者が雇用保険の被保険者である場合は支援の対象となります。）。なお、前述の支援対象でない場合であっても、個別の契約による有償での職場定着支援については実施できる場合があります。

なお、障害者就業・生活支援センターの主な事業内容は、次のとおりです。

- ア 障害者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行うこと
- イ 事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る助言等を行うこと
- ウ 障害者に対して障害者職業総合センター、地域障害者職業センター又は事業主等により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてあっせんすること
- エ 前各項目の業務の円滑かつ有効な実施に資するため、ハローワーク、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、当事者

団体等の関係機関との連絡会議を開催し、これら

の機関との連携を図ること。

4 障害者総合支援法による障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による障害福祉サービスのうち、就労系サービスは以下のとおりです。

なお、各地域においてこれらのサービスを行う障害者就労支援機関は、次のホームページ等で検索することができます。

- ・ 障害福祉サービス等情報検索（独立行政法人福祉医療機構）

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>

(1) 就労移行支援事業所

一般就労への移行に向けて、生産活動等を通じた就労に必要な訓練、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を実施しています。

一般就労を希望してその準備段階にある障害者が利用しており、採用後も6か月間（一時的な利用の場合は、当該就労移行支援等を受けた後、6か月間）は職場定着支援を行う義務がありますので、その採用や採用後の職場定着支援について連携を図ることが期待できます。

(2) 就労継続支援A型事業所

雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施しています。また、能力が高まり一般就労を希望する者についての、一般就労への移行に向けての支援も実施しています。

利用者の採用について連携を図ることが期待できます。また、採用後の職場定着支援についても、一時的な利用の場合も含めて、事業所における努力義務ですが、一定程度期待できます。

(3) 就労継続支援B型事業所

生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施しています（雇

用契約は結ばない）。また、能力が高まり一般就労を希望する者について、一般就労への移行に向けて支援を実施しています。

利用者の採用について連携を図ることが期待できます。また、採用後の職場定着支援についても、事業所における努力義務ですが、一定程度期待できます。

(4) 就労定着支援事業所

就労定着支援事業とは、平成30年4月より開始された事業です。通常、就労移行支援事業所や、就労継続支援事業所（A型・B型）などの利用を経て新たに働き始めた障害者については、採用から6か月間（一時的な利用の場合は、当該就労移行支援等を受けた後、6か月間）はそれらの事業所による職場定着支援が行われますが（就労継続支援事業所（A型・B型）は努力義務）、就労定着支援事業は採用から6か月を経過した後に、さらに就労の継続を図るため、職場、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を最大3年間実施することができます。

就労定着支援事業所による就労定着支援は、就労移行支援事業所等の利用を経て就労定着した障害者を対象としています。就労定着支援事業を実施するためには、就労移行支援事業等を一体的に運営している必要があります。

他の障害福祉サービスと同様、障害者本人の申請に基づいて行われるものであり、事業主から就労定着支援事業所に直接依頼を行うことはできませんので、事業主側がこのサービスが必要であると考えられる場合は、本人に対して情報提供を行うとともに、本人及び就労定着支援事業所とよく相談し、本人との合意の上で、本人から市町村に申請を行ってもらうことが必要です。

5 障害者職業能力開発校（資料編第9節の（3）参照）

障害者職業能力開発校は一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に配慮した職業訓練を実施する施設で、就職又は雇用継続に必要な技能・知識を習得し、障害者の就職の促進又は雇用継続を図ることを目的としています。

- (1) 国が設置し、都道府県が運営している障害者職業能力開発校 11校
- (2) 国が設置し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営している障害者職業能力開発校 2校
- (3) 府県が設置・運営している障害者職業能力開発校 6校

6 発達障害者支援センター（資料編第9節の（4）参照）

発達障害者支援センターは、都道府県等が設置する機関で、発達障害者やその家族等に対し、専門的に相談に応ずるとともに、発達支援や就労支援を行っています。また、発達障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関や民間団体

等に対する情報の提供及び研修、それらの関係機関や民間団体等との連絡調整などを行い、地域における発達障害者支援の中核となり、体制整備をすることとなっています。

7 難病相談支援センター（資料編第9節の（5）参照）

難病相談支援センターは難病の患者及び家族等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことによって、難病患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的とする施設です。事業内容は、①電話や面談等の各種相談支援、②地域交流会等の活動に対する支援、③就労支援、④講演、研修会等の開催などが

あり、様々なニーズに対応するため、各種支援機関と連携を図りながら支援を行っています。連携先の一例には、各ハローワークに配置される難病患者就職サポーターがあげられ、相互の連携により、きめ細やかな就労支援につなげています。

8 労災病院

独立行政法人労働者健康安全機構が設置運営している病院で、被災労働者に対して適切かつ迅速な診断・治療を行い、被災労働者が1日も早く労働能力を回復し、速やかな社会復帰を図ることを主たる目的として

います。また、職業性疾病の予防、早期発見、治療から健康の保持・増進に至るまで勤労者の職業生活を医療の面からサポートしています。

9 福祉事務所等

福祉事務所は、都道府県、指定都市、特別区及び市等が設置する機関で、生活保護者、老人、障害者等特別の配慮を必要とする者の援護、育成又は更生の業務を行っています。障害者に関しては、この福祉事務所に社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉

司という専門職員が配置され、障害者への専門的相談指導や、福祉事務所員への技術的指導を行っています。そのほか市町村又は都道府県の委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者相談員が地域住民の相談に応じています。

10 身体障害者更生相談所

身体障害者更生相談所は、都道府県等が設置する機関で、18歳以上の身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要に応じ市町村が障害者総合支援法による介護給付費、自立支援医療費、補装具費等の支給決定を行う際に技術的事項についての

協力を行うこととなっています。なお、18歳未満の身体障害児については、保健所又は児童相談所がこれらの業務を行っています。また、身体障害者更生相談所は、必要に応じ巡回してその業務を行うことができることとなっています。

11 知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所は、都道府県等が設置する機関で、知的障害者に対する問題について、家庭その他のからの相談に応ずるとともに、18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定とこれに付随して必要な指導を行っています。また、市町村が障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定を行う際に技

術的事項についての協力を行うこととなっています。なお、18歳未満の知的障害児については、児童相談所がこれらの業務を行っています。また、知的障害者更生相談所は、必要に応じ巡回してその業務を行うことができることとなっています。

12 精神保健福祉センター

精神保健福祉センターは、都道府県等が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及を図り、調査・研究を行い、相談指導のうち複雑困難なものを行っているほか、精神医療審査会の事務局の役割、精神障害者保健福祉手帳の交付の際の判定、通院医療費の公費負担の判定を行っています。なお精神保健福祉センターは、精神保健福祉に関する総合的技術セン

ターとして位置づけられ、地域精神保健活動の中心的機関である保健所、市町村及び関係機関に対して技術指導や援助なども実施しています。また、市町村が障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定を行う際に技術的事項についての協力を行うこととなっています。

13 特別支援学校・特別支援学級等

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障害の状態などに応じ、特別な配慮の下で適切な指導を行うとともに、必要な支援を行う必要があります。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮によ

り作成された教材、障害特性に配慮した設備等を活用し、専門的な知識や経験を有する教職員により指導が行われています。

特別支援学校（高等部）においては、就職を希望する生徒について、在学中から教科職業を中心に職場実習を行い、就職を目指しています。

14 その他

障害者の問題としては、その他医療、結婚生活の問題等も避けては通れないものであり、各地方自治体では、福祉事務所以外に特別な機関を設けて相談窓口を開設している場合もあります。